

項番	書類名	質問項目	質問事項	回答事項
1	募集要項	P4 第4(5)	(5)校舎取り壊し工事に際しまして。既存校舎にはアスベスト含有が無いと考えて宜しいでしょうか。	アスベスト含有はないと考えてよいです。
2	募集要項	P5 第16	設定価格とは、予定価格とイコールであるという認識で宜しいでしょうか。また、最低制限価格は設けるという認識で宜しいでしょうか。	設定価格は上限価格となります。 最低制限価格は定めていませんが、仕様書に基づく各種条件を満たす事業であることとします。
3	募集要項	P5 第16	第2次審査提出書類についての質疑回答の機会をあらためて設けていただきたく存じますがいかがでしょうか。	現時点では、追加の質問回答は予定していません。
4	募集要項	P5 第17	工事監理費年度別に部分払いと記されていますが、中間金何回までですか。(3)施工費に於いても同様部分払い(中間金回数)わかれば明記して頂けませんか。	契約によりますが、出来高に応じて部分払いは可能です。
5	募集要項	P5 第17(1)(2)	設計費、工事監理費には前払いの記載がありませんが、前払いは受けられないのでしょうか。	委託の履行保証があれば可能です。
6	募集要項	P6 第18	平成34年12月末までに事業が完了する事が可能と判断できる場合には、期間等の変更に対応しておりますが、例えば設計期間を契約日から平成32年9月31日まで、施工期間を平成32年10月1日から平成34年12月31日までとする提案は可能でしょうか。	事業全体が期間内で完了する工程であれば可能です。
7	募集要項	P6 第18	校舎棟建築工事完了から校舎取り壊し工事開始までの間に、引越・準備期間が必要かと思われます。その期間は、何か月程度と考えればよろしいでしょうか。ご指示ください。	事業者側で事業期間内で可能な期間で設定していただいて問題ありません。
8	募集要項	P6 第18	学校行事等で作業を中止しなければならない日がありましたら、時期・日数等をご指示ください。	学校行事は、年度開始時に決まるので、契約後にご連絡します。
9	募集要項	P8 第24(3)	貸与いただいた敷地測量図について、現況図・求積図・真北測量図・高低測量図・樹木調査図はございませんでしょうか。あれば貸与いただけないでしょうか。	関係部署へ確認中です。追って公表します。
10	募集要項	P8 第24(3)	貸与いただいた敷地測量図について、関係地権者と境界立会を実施し土地の境界を示したものとありますが、境界を確認したポイントは図中の丸印の部分と考えて宜しいでしょうか。	よいです。
11	募集要項	P8 第24(3)	貸与いただいた敷地測量図について、関係地権者と境界立会を実施し土地の境界を示したものとありますが、今回敷地と道路の境界だけでなく、敷地と反対側の道路と民地の境界も確認されていますでしょうか。	確認しています。

12	募集要項	P8 第2 4(3)	貸与いただいた敷地測量図について、町道1-6号線と計画敷地の境界線には丸印がついていませんが、ここは境界が未確認と言う意味でしょうか。	町道1-6号線は松田町名義のの学校用地として登記されているため、土地の筆界線は設けていません。道路幅員は道路台帳を参考としてください。
13	募集要項	P8 第2 4(3)	貸与いただいた敷地測量図について、法務局への登記が未了とありますが、境界の位置は関係地権者と合意されて確定していると考えて宜しいでしょうか。	よいです。
14	募集要項	P8 第2 4(3)	今回の校舎建設予定位置（現状の校庭）でのボーリングデータはございませんでしょうか。あれば貸与いただけないでしょうか。	資料はありません。
15	募集要項	P8 第2 4(3)	今回の校舎建設予定位置（現状の校庭）でのボーリングデータが貸与いただけない場合、貸与いただいたボーリングデータに基づいて基礎を設計しますが宜しいでしょうか。	事業者側で必要に応じて、当該敷地でのボーリング調査の実施してください。
16	募集要項	P8 第2 4(3)	電気、電話、有線放送などのインフラ状況が分かる資料はございませんでしょうか。あれば貸与いただけないでしょうか。	学校施設のインフラについての資料はありません。
17	募集要項	P8 第2 4(3)	貸与いただいた道路台帳に道路幅員が記載されていますが、上下2段にかかっている数字のどちらを建築基準法上の道路幅員と考えれば宜しいでしょうか。例、町道6-1号線：上段3.70、下段4.05。	下段の数字の大きい方を認定幅員としてください。
18	募集要項	P8 第2 4(3)	既存校舎の設計図書、申請図書、竣工図、外構図（特に敷地境界付近の擁壁図）は貸与いただけないでしょうか。	既存校舎の設計図書資料等を閲覧することは可能です。希望があれば、一次審査の受付をされた代表企業にご連絡します。
19	募集要項	P8 第2 4(3)	松田小学校の学校要領（学校の概要や教育内容などをまとめた資料）がありましたら貸与いただけないでしょうか。	学校要領を閲覧することは可能です。希望があれば、一次審査の受付をされた代表企業にご連絡します。
20	募集要項	P8 第2 4(3)	解体工事費見積の為、既存校舎の意匠図・構造図・設備図・外構図等の竣工図を貸与ください。	既存校舎の設計図書資料等を閲覧することは可能です。希望があれば、一次審査の受付をされた代表企業にご連絡します。
21	募集要項	P9 第2 5(1)	現地調査について 既に指定日時に現地調査をさせて頂いておりますが、ご相談の上、再度現地調査をさせて頂くことは可能でしょうか。	現時点では、追加の現地調査は予定していません。
22	募集要項	P10 第2 6	質問については今回だけではなく2回目、3回目を設定していただけないでしょうか。	現時点では、追加の質問回答は予定していません。
23	募集要項	P11 第3 1(1)	アに単独企業とありますが、イ・ウには2者以上で構成される共同企業体とあります。単独企業の参加は可能でしょうか。	単独企業の参加は可能になりますが、建設企業で町内または近隣市町の企業との共同企業体を構成していただくことにはなりません。
24	募集要項	P11 第3 1(1)イ	設計企業グループは、意匠事務所2社、構造事務所1社、設備事務所1社の合計4社のJVとし、参加要件の設計実績と工事管理実績は、構造事務所及び設備事務所の実績と、考えて良いですか。	意匠設計も含まれます。

25	募集要項	P11 第3 1 (1) ウ	建設企業は例えば2社の共同企業体とし、内1社は町内又は近隣市町の企業、残り1社は県内企業でも良いか。	問題はありません。
26	募集要項	P11 第3 1 (1) ウ	同様に設計・監理企業も町内・近隣市町の設計企業と、県内の設計企業を含めた2社の共同企業体が必要ですか？	特に必要とはしません。
27	募集要項	P11 第3 2 (2)	中心的役割を担う設計企業の条件に、管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者、工事監理技術者を配置できることとありますが、設計企業を2社とする場合に管理技術者をA社から配置し、その他の技術者をB社から配置する事は可能でしょうか。	参加グループからの配置であれば問題ありませんが、A社が設計事務所の条件を満たす設計企業でなければなりません。
28	募集要項	P11 第3 2 (2)	管理技術者をA社から配置し、その他の技術者をB社から配置する事が認められる場合、A社、B社とも中心的役割を担う設計企業の要件ア、イの両方を備えている必要はありますか。	
29	募集要項	P12 第3 2 (2)	設計企業の代表者の設計実績、工事管理実績は、過去に在籍した事務所の実績でも可能ですか。	可能です。
30	募集要項	P12 第3 2 (2)	設計企業の構成は、設計代表企業の他は意匠、構造、設備、積算などの協力企業グループ及び学識経験者などで構成すると考えて良いですか。	よいです。
31	募集要項	P12 第3 2 (2) イ	(2) 設計企業の参加資格要件イで、H31年2月竣工の2,000㎡超の建物を実績と考えることは可能ですか。	可とします。
32	募集要項	P12 第3 2 (2) イ	設計実績と工事監理実績は、今回の業務の担当予定者が、以前勤務していた事務所で、主任技術者または総括技術者とした業務を実績として認められますか。	認めます。
33	募集要項	P13 第3 2 (3) イ	『総合評価のうち、「建築一式工事」の平成30年4月1日時点の数値が1400点以上』とございますが、建設JVの合計点でも良いでしょうか。	建設企業の各社での点数になります。
34	募集要項	1/10質問回答書8 募集要項P13 第3 2 (3) オ	ここでいう監理経験とは、元請としての監理・監督という解釈でよろしいでしょうか。あるいは監理技術者としての経験との意でしょうか。他の施設で同等規模程度の同等規模とは、募集要項P13 (3) ウでいう延床面積2,000㎡と同等規模という解釈でよろしいでしょうか。あるいはまだ正式な面積は確定できませんが、新築施設面積と同等ということでしょうか。その場合、屋内運動場も含めた規模でしょうか。	監理経験とは、元請または共同企業体の代表構成員としての監理という解釈です。監理経験は監理技術者としての経験でも可とします。また、同等規模程度の同等規模とは、延床面積2000㎡以上の建築物になります。
35	募集要項	P17 第5 2	審査委員は現在選定中・募集予定とのことですが、公表の予定時期を教えてください。	平成31年3月を予定しています。
36	募集要項	P17 第5 2	審査委員会の設置及び委員の公表はいつごろになるでしょうか。ご教示ください。	

37	仕様書	P4 第1 1	・将来、児童生徒数が減少し同一敷地内に増築による小中一貫校を可能にするマスタープランとありますが中学校を一貫とする場合の予想生徒数は何人でしょうか。	40人×18クラス＝720人を想定しています。
38	仕様書	P4～9 第1	基本事項に記載されていることは、資料2事業者選定審査基準 p3.表1に記載の基本条件と同一のものでしょうか。	資料2 P3の基本条件は仕様書P12～19に記載があります。
39	仕様書	P5 第1 3(2)	新校舎棟の施設概要に特別教室及び管理諸室等：RC造等とありますが、特別教室及び管理諸室等も木造とすることは可能と考えて宜しいでしょうか。	事業者側での提案が可能であれば、木造として問題ありません。
40	仕様書	P5 第1 3(2)	新校舎棟 木造主体4階以下（普通教室18室等：木造）屋内運動場 RC・S造2階以下と構造等に係る記載がありますが、これらは全て指定と考えてよろしいでしょうか。	新校舎棟 木造主体4階以下（普通教室18室等：木造）は指定です。その他は事業者側の提案でもかまいません。
41	仕様書	P5 第1 3(2)	予定児童数(児童推計)、及び特別支援学級予定児童数をお教えてください。また予定職員人数をお教えてください。	予定児童数は約500人、予定職員人数は約40人、特別支援学級予定児童数の推計はありませんが、現在9人在校しています。
42	仕様書	P5 第1 3(3)	敷地北東角に防火水槽があるようですが、こちらは撤去と考えてよろしいでしょうか。また代替措置は不要と考えてよろしいでしょうか。	関係部署へ確認中です。追って公表します。
43	仕様書	P5 第1 3(3)	エ.道路状況について 各道路の建築基準法上の種別をお教え下さい。	神奈川県へ確認中です。追って公表します。
44	仕様書	P5 第1 3(3)	道路幅員の記載がありますが部分的に4m幅員がない状況です。4m未満の部分の拡幅は道路中心より2m後退でよろしいでしょうか。	神奈川県へ確認中です。追って公表します。
45	仕様書	P5 第1 3(3)	町道3号線は平成31年に幅員7mになるとありますが、具体的な道路線形が決まっていたら資料貸与をお願いします。	現段階での予定の資料を閲覧することは可能です。希望があれば、一次審査の受付をされた代表企業にご連絡します。 ※予定の資料は変更の可能性があります。また、現地調査は行わないでください。
46	仕様書	P5 第1 4(1)	各種調査業務について 計画地は土壤汚染対策法による土壤汚染は、恐れなしと考えてよろしいでしょうか。	以前から学校用地であったため、土壤汚染の恐れはないと考えています。
47	仕様書	P10 第2 1	関係法令について 松田町まちづくり条例は地方公共団体の事業で適用除外と考えて宜しいでしょうか。	松田町まちづくり条例は関連法令に追加されます。担当課と事前協議を行ってください。
48	仕様書	P10 第2 1(2)	都市計画法について、4mに満たない道路を道路中心から2m後退する行為は開発許可の対象にならないと考えて宜しいでしょうか。	神奈川県へ確認中です。追って公表します。
49	仕様書	P12 第1 3	小学校校舎は、既存小学校校舎北側に配置し、その南側に屋外運動場（グラウンド）を配置することとありますが、工事期間中の屋外運動場は大部分が工事エリアとなりますが、工事期間中の学校敷地内において屋外運動場の利用ができない計画でも問題ありませんでしょうか。	問題はありませんが、児童等の安全には十分配慮下さい。

50	仕様書	P15 第2 3 (6) ii	移設する空調機器の熱源は電気 (EHP)でしょうか、ガス (GHP)でしょうか。	電気を予定しています。
51	仕様書	P15 第2 3 (6) ii	平成31年に設置する普通教室 (17教室) 及び、特別教室 (7室分) の空調機を新校舎への移設について。 設置する機器リストをご提示していただくことは可能でしょうか。	これから事業を執行するため、未定です。 希望があれば、一次審査の受付をされた代表企業にご連絡します。
52	仕様書	P16 第2 3 (8)	防犯計画に警備システムの記載がありますが、機器の設置は警備会社が行い、工事は空配管までと考えますが宜しいですか。	よいです。
53	仕様書	P18 第2 4 (3)	学童保育について、サ. 出入口は学校施設とは別の記載があります。今回の整備では普通教室の一部を学童保育利用とされています。出入口を別にするのは増築後の専用の学童保育利用室が出来てからと考えてよろしいでしょうか。若しくは、今回整備の普通教室利用でも出入口を分ける意図でしょうか。	基本的に入出口を別としてください。ただし、法令・国庫補助金基準・運営上、支障が生じなければ、出入口を別にしなくてもかまいません。
54	仕様書	P19 第2 4 (8)	イ. 器楽室は面積表どおり48㎡1室でよろしいでしょうか。いくつかの小部屋に分けたほうがよろしいでしょうか。	事務局では区分は想定しておりません。 仕様書等の条件を満たすなら、事業者側から必要に応じて提案して頂いてかまいません。
55	仕様書	P20 第2 4 (14)	既存の蔵書数(開架・閉架それぞれ)をお教えてください。	約1万冊です。閉架はありません。
56	仕様書	P26 第2 4 (31)	利用予定の運搬ワゴンサイズをお教えてください。	給食運搬ワゴンのサイズは、幅700mm×奥行900mm×高さ900mmです。
57	仕様書	P26 第2 4 (30)(31)	弊社の実績では(30)と(31)を兼用しエレベーターを1台としている事例が多くありますが、兼用は可能でしょうか。	事務局としては別々の設置を想定しております。 法令・運用上支障が生じないのであれば、事業者側から提案して頂いてかまいません。
58	仕様書	P27 第2 4 (32)	既存遊具で移設可能なものとの記載がございますが、提案との趣旨でしょうか。移設可能と把握出来ているものがありましたらお教えてください。	提案との趣旨です。
59	仕様書	P27 第2 4 (32)	現地調査の際、敷地周囲のフェンスや塀等は既存の利用が可能なものについては残置しての計画で宜しいでしょうか。	事業者側の提案で可能であれば問題ないです。
60	仕様書	P27 第2 4 (35)	来賓用及び一般用の駐車場として10台程度について、職員駐車場は学校敷地外においてあると考えて宜しいでしょうか。	基本的に教職員分は考慮しないかまいません。
61	仕様書	P29 第2 4 (38)オ	本事業の安全性を確保するのに十分な囲いとあります。現状、体育館西側に入れないように閉鎖しておられるのは、神社との境界にあるブロック塀の安全性の問題でしょうか。	神社との境界にあるブロック塀の安全性の問題で、立ち入り禁止にしています。

62	仕様書	P29 第2 4 (38)セ	南側道路に面する部分は約1.5mセットバックし歩道を整備するとありますが、この歩道は敷地内の道路状空地でしょうか、それとも道路となり計画敷地外となるのでしょうか。	道路であり、計画敷地外となります。
63	仕様書	P29 第2 4 (38)セ	南側道路に面する部分は約1.5mセットバックし歩道を整備するとありますが、これは開発許可に該当しないと考えて宜しいでしょうか。	神奈川県へ確認中です。追って公表します。
64	仕様書	P29 第2 5	解体工事は既存図面に基づくものとし解体用の設計図は作成不要と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	不要と考えてよいです。
65	仕様書	P31 第2 5 (5)イ	資料の貸与に当初建築時の設計図や各種報告書等の電子データを貸与するとありますが、貸与いただける資料の内容を教えてください。	業務開始時の打合せにおいて、相談します。
66	仕様書	P31 第2 6	工事監理体制は常駐ではなく重点監理と考えてよろしいでしょうか。	原則として、常駐監理を想定しています。
67	仕様書	P40	事業者の提案を妨げるものではないとありますが、室数や面積は、(例えばトイレなどは機能を満たせば)必ずしも記載内容でなくてもよろしいでしょうか。	事業者側の提案でよいです。
68	仕様書	P42	将来的に必要とされる諸室・面積とありますが、本敷地内での増築との理解でよろしいでしょうか。	状況により、隣地の購入等も考えています。
69	審査 基準	P1・2 2.審査の方法 3.審査の体制	木造建築の遵法性の評価は、どの様に担保されるのでしょうか。	各種法令を遵守していること、文部科学省の「木の学校づくりー木造3階建て校舎の手引きー」を踏まえた計画・設計・施工であるとともに、第1次及び第2次審査における審査委員会での審査とあわせて、事務局内での確認を行います。
70	事業者 選定審 査基準	P3 表1 2 (1)	基本計画をどれだけ踏まえた内容になっているか。と記載がございますが、基本計画とは、どのようなものか記載を見つけることができません。ご教授いただけませんか。	基本条件より削除いたします。 配点等については修正を追って公表します。

71	様式集	12/27質疑回答2 募集要項P13 第3 3 (1) 様式集(様式2-2)	地元企業の活用に於いて現在協力企業を選定中ですが、一次審査提出書類に於いて応募者の構成表及び役割分担表に記載が望ましいでしょうか。	
72	様式集	様式2-2	3.協力企業の位置付けは、 募集要領 p 13.3 (1) 地元企業の活用についてでしょうか。 小学校の建替が町の最重要事業であることは重々承知しております。地元企業を積極的に活用することに対しては、強く賛同いたします。ただ、一次審査（仕様、コスト等不明確）の段階で協力企業として、地元企業を下請や資材調達にあたって選定するには時期尚早ではないかと感じます。 様式2-2.3協力企業に記載する事項としましては、下請（地元企業）という認識ではなく、プロジェクトの協力企業という位置づけで宜しいでしょうか。	下請企業も確定等をしておりましたら記載してください。プロジェクトの協力企業でもよいです。
73	様式集	第1 提出書類一覧2 様式2-4	1. 企業名等にありますが「資格者名簿の登録番号」は松田町資格者名簿の認定番号を記載すればよろしいでしょうか。	登録があれば、松田町資格者名簿の認定番号を記載下さい。登録がなければ、記載は不要です。
74	様式集	第1 提出書類一覧2 様式2-4	2. 担当予定の管理技術者にあります「管理技術者経歴」は何を記載すればよろしいでしょうか。	近年の実績等を記載してください。
75	様式集	第1 提出書類一覧2 様式2-4	添付書類、雇用関係を証明するものに、意匠主任、構造主任、設備主任が含まれていませんが不要でしょうか。	添付してください。
76	様式集	様式2-5	建設企業に関する書類につきまして 総括管理技術者とは建設業法上の監理技術者の事でしょうか。監理技術者を選任した場合は主任技術者の選任は不要となりますでしょうか。また、配置予定現場代理人と配置予定総括管理技術者は同一人物の選任で宜しいでしょうか。	総括管理技術者は監理技術者でよいです。監理技術者を選任した場合は、主任技術者の選任は、兼任できるので不要となります。また、現場代理人と総括管理技術者は同一人物でもよいです。
77	様式集	様式2-10	設計・建設工事共同企業体協定書について 第6条 当企業体は、株式会社〇〇設計事務所を代表者とする。 と記載がございますが、代表企業は設計企業が担うということでしょうか。	代表企業の定めはありません。 様式は作成案になります。

78	様式集	様式2-10	設計・建設工事共同企業体協定書の作成につきまして。 (構成員の出資の割合) 第8条中の記載につきまして各構成員の出資の割合は別に運営委員会で定めるとし、各構成員の役割分担については施工業務を行う企業と設計・監理業務を行う企業を区別して表示する記載方法でも宜しいでしょうか。	
79	様式集	様式2-10	設計・建設工事共同企業体協定書について 当社は設計事務所1社・地元建設会社1社の計3社にて申請を考えています。 第8条(構成員の出資の割合)の記載例に 株式会社〇〇設計事務所 〇〇% 〇〇建設株式会社 〇〇% とありますが、設計事務所と建設会社が比率分担はできかねます。 株式会社〇〇設計事務所 - 当社 〇〇% 〇〇建設株式会社 〇〇% のような記載の仕方よろしいでしょうか	第8条につきましては、現時点での確定が難しい点を踏まえ、割合を運営委員会で確定することとし、設計及び施工業務で区分して表記するものとします。 様式2-10を修正します。
80	様式集	第1 提出書類一覧2 様式2-11	各主任技術者の実績に関して、⑤「同種または類似業務の実績」とありますが、同種とは2000㎡以上の学校施設と考えてよろしいでしょうか。その場合類似とは同じく2000㎡以上の学校以外の公共施設と考えてよろしいでしょうか。	よいです。
81	様式集	第1 提出書類一覧2 様式2-11	各主任技術者の実績に関して、⑤の記入事項に「完成年月」とありますが、竣工年月と考えてよろしいでしょうか。竣工していない案件は記載可能でしょうか。その場合設計業務の完了年月とすればよろしいでしょうか。	「竣工年月」と考えてよいです。また、竣工していない案件も記載可とします。その場合は、設計業務の完了年月を記載下さい。
82	様式集	第1 提出書類一覧2 様式2-11	様式2-11の添付書類に、契約書(写し)がありませんが不要でしょうか。	不要でよいです。
83	様式集	第1 提出書類一覧4(2)	技術提案書の提出部数に1~3の数字が記載されていますが、第3の書類提出要領には10部提出とあります。技術提案書の提出部数の欄は、各様式で作成できる最大のページ数と考えて宜しいでしょうか。	各様式でのページ数になります。
84	様式集	第1 提出書類一覧4(2) 様式5-2	提出部数に書かれた数字が各様式で作成できる最大のページ数を示している場合、様式5-2は全体で12ページを上限として項目によってページ数を増減しても宜しいでしょうか。(例、諸室の配置、動線計画に関する提案書を2ページにして、施工計画・建設工事に関する提案書を合わせて1ページにするなど)	必要とする12項目で提案書が作成されていればよいです。
85	様式集	第1 提出書類一覧4(2) 様式5-2	様式5-2地域経済への配慮に関する提案書について、他の項目のような、具体的な記載内容についての補足があればお教えください。	誤記でしたので、一覧の項目より削除します。

86	様式集	第1 提出書類一覧4 (2) 様式5-3	様式5-3には、面積表、内外部仕上げ表、設備概要書、構造概要書などは不要でしょうか。	技術提案書では必要ありません。 記載方法や紙面構成は自由なので、必要に応じて図面内で表記してください。
87	様式集	第1 提出書類一覧4 (2) 様式5-3	外観パース、内観パースの提出部数に2と書かれていますが、これは各2カット作成するという意味でしょうか。（例、外観パースであれば南側と北側など）	一覧に記載のある提出部数は、提出枚数の上限になります。 外観パースについては、箇所数は事業者側で必要に応じて作成してください。内観パースについては、1枚につき2箇所以内で作成してください。
88	様式集	募集要領等に関する様式 様式2-3	委任状について 3社JVの場合は2社連名にして代表者に委任するか各1社ずつ別々に委任するのか、ご指示お願い致します。	連名での委任でもよいです。
89	様式集	第1次審査に関する様式 様式2-10	設計・建設工事共同企業体協定書（出資の割合等）について 設計・建設工事共同企業体協定書の提出を求められておりますが、構成員の代表者は出資の最も大きい者が代表者と考えてよろしいでしょうか。 また、出資の割合は変わらないものとするがありますが、設計と施工の割合についての変更は可とらないでしょうか、ご指示下さい。	代表者の規定はありません。 変更が生じる際には、事務局に相談してください。